

株式会社発明通信社 HYPAT - DU 利用規約

第1条 目的

本規約は、株式会社発明通信社（以下「発明通信社」という）が提供する特許情報サービス「HYPAT - DU」（以下「本サービス」という）を第3条に定める会員が利用する際に、会員と発明通信社との間で成立する利用規約（以下「利用規約」という）の条件を定めるものです。

第2条 本規約の範囲及び変更

1. 発明通信社は、第3条に定める会員に事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができます。
2. 本サービスにおいて、個別のサービス内容に関する利用規約（以下「利用規約」という）が設けられる場合には、第3条に定める会員は当該サービスを利用規約に従って利用するものとします。利用規約は本規約の一部を構成するものとし、本サービスにおいて事前に発表することにより指定日時以降において発効するものとします。

第3条 会員、利用申込の受付、承諾

1. 発明通信社は、Web 上もしくは別途定める方法で本サービスの利用申込者（以下、管理者という）から利用契約の申込を受け付け、必要な審査などを行った上で、当該申込に対し承諾の可否を通知するものとします。
2. 発明通信社が前項にて承諾した管理者により本サービスの利用者に対し、本サービスのユーザーIDおよびパスワードなど（以下「ユーザーIDなど」という）を発行することで利用申込に対し利用承諾の効力が生じ、管理者及び本サービスの利用者は会員となり（以下「会員」という）、会員と発明通信社との間で本規約を内容とする利用契約が成立するものとします。

第4条 ユーザーIDなど

1. 会員は、ユーザーIDなどの管理および使用についてすべての責任を負い、与えられたユーザーID以外のIDなどを使用して本サービスを利用することはできません。
2. 発明通信社は、会員のユーザーIDなどの使用上の過誤、管理不十分または第三者による不正使用などに起因する会員の損害につき、一切の責任を負わないものとします。会員のユーザーIDなどによって本サービスの利用がなされている限り、第三者が不正に利用した場合であっても、会員はかかる利用料金などの支払義務を負うものとします。
3. 発明通信社が承諾した管理者により、会員に発行したユーザーIDなどは、当該会員のみが利用できるものとし、第三者の利用、第三者への譲渡、貸与、名義変更、質入、相続などをすることはできません。
4. 会員は、ユーザーIDなどを紛失または第三者による盗用などの被害を被った場合には、直ちにその旨を発明通信社に通知するものとします。会員は、自らのユーザーIDなどが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合、または本サービスの利用に際して本サービスに何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を発明通信社に通知するものとします。

第5条 契約期間

1. 会員資格は、第3条第1項に定める管理者への通知に記載された利用開始日から契約が発生し、その後1年間存続するものとします。

2. 会員または発明通信社のいずれか一方から、契約期間満了の1ヵ月前までに相手方に対して、本サービスの利用契約終了を書面による意思表示がない限り、利用契約は自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

3. 利用契約は契約期間の途中での解約は出来ないものとします。

第6条 届け出事項の変更

管理者は、名称、所在地、部署、管理者名、電話番号、FAX 番号、電子メールのアドレスなど、申込内容に変更が生じた場合には、発明通信社所定の手続により速やかに発明通信社に通知するものとします。変更届けによる変更の登録が終了した時点で完了したものとします。なお、当該通知がなされなかったことにより会員が不利益を被ったとしても、発明通信社は会員に対し一切責任を負わないものとします。

第7条 設備など

1. 会員は、本サービスを利用するために必要なコンピュータ、通信機器、電話回線、ソフトウェアその他全ての機器設備を、自己の責任と費用負担において準備の上、設置するものとし、発明通信社はこれら機器設備について一切の責任を負わないものとします。

2. 会員は、発明通信社が別途定める方法に従い、会員の責任と費用負担で本サービスに接続するものとし、本サービスを利用するために必要な電話料金、専用回線使用料、回線使用申請手数料など一切を会員が負担するものとします。

第8条 本サービスの内容など

1. 本サービスにおいて発明通信社が会員に提供するサービスの内容は、適宜設定し、その時点で提供可能なものとします。

2. 発明通信社は、自らの判断により、会員に事前の通知を行うことなく、本サービスにおいて会員に提供するサービスの内容の追加、変更、部分改廃などを行うことができるものとします。

3. 発明通信社は、本サービスにかかるシステムの保守点検および不測の事態の発生などにより、会員に事前の通知を行うことなく、本サービスの提供を一時的に中断または停止することができ、会員はこれを承諾するものとします。

4. 前二項による本サービスの追加、変更、部分改廃、中断または停止などにつき、発明通信社は一切の責任を負わないものとします。

第9条 本サービスに関する保証

本サービスは、発明通信社が自ら保持する情報、公開された情報および発明通信社以外の情報提供者から得た情報などをデータベース化し、会員にその利用を許諾するものであり、発明通信社は会員に対し、本サービスを通じて会員に提供される文章、データ、図表、音、映像、ソフトウェア、検索結果、利用の成果およびその他一切の情報など（以下「情報など」という）について、その完全性、正確性、信頼性、有用性などいかなる保証も行わないものとします。

第10条 本サービスの停止など

1. 発明通信社は以下のいずれかに該当する場合には、可能な限りユーザーに事前に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。ただし、緊急の必要がある場合には事前の通

知を行わないことがあります。

- (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を行う場合
 - (2) 本サービス又は登録ユーザーに係るセキュリティ上の安全を確保する必要がある場合
 - (3) コンピュータ、通信回線等が事故等により停止した場合
 - (4) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (5) その他、発明通信社が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 発明通信社は、本条に基づき行った措置によって会員に生じた損害について一切の責任を負いません。
3. 本サービスは、システムの一部が外部システムに依存しているため、外部システムの利用ができなくなった場合、本サービスの利用も不可能になる場合があります。発明通信社は、それによって会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

第11条 免責

1. 本サービスで提供される情報の内容には、正確を期し十分な注意のもと作成にあたっていますが、その内容およびご利用の結果、発生するいかなる損害に対しても、発明通信社は一切の保証や責任を負わないものとします。
2. 本サービスの内容の追加、変更もしくは部分改廃、情報などの更新、システムの保守点検、機器・回線などの故障もしくは停止、または停電、天災、その他やむを得ない事由の発生などにより、本サービス提供の全部または一部の中断、遅延もしくは停止などが生じ、その結果会員が本サービスの利用の制約または不能により、情報入手の遅延、情報（メモ情報等も含む）の滅失もしくは損壊、その他財産上の損害を含むいかなる損害を被った場合でも、発明通信社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員が本サービスを利用することによって第三者に対して損害を与えた場合、会員は、自己の責任と費用負担において、これを処理解決し、発明通信社に損害を与えないものとします。
4. 会員が本規約に違反した行為または不正もしくは違法な行為によって発明通信社に損害を与えた場合、発明通信社は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第12条 会員による本サービスの内部的使用

1. 会員は、本サービスを通じて入手したいかなる情報（テキストダウンロードデータも含む）などを会員の同一法人内で通常業務の範囲における内部的使用する以外の目的に使用しないものとします。関連会社及び子会社の利用は、外部の取り扱いになりますので個々に別途利用契約が必要となることを会員は了承します。
 2. 会員は、本サービスを通じて入手したいかなる情報（テキストダウンロードデータも含む）などを第三者（クライアント等）に開示し、または複製、販売その他いかなる方法においても提供することができないものとします。
- 但し、報告書の添付として利用する場合は「調査業務に関する利用規定」(別紙)に基づき利用可能とします。

3. 会員は、本サービスを通じて入手した情報などの利用について、本規約において指定された条件に従うものとし、それ以外のいかなる方法によって、情報などを利用することはできないものとします。

第13条 禁止行為

1. 会員は、本サービスにおいて、以下の行為をしてはならないものとします。会員が、本サービスにおいて、以下の行為を行いまたは、行うおそれがあると判断した場合、発明通信社は当該行為を差し止めるために適切な

措置を講じることができるものとします。

- (1) 他の会員のユーザーIDなどを不正に使用する行為
- (2) 本サービスの運営を妨げまたは信用を失墜する行為
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為または犯罪行為
- (4) その他発明通信社が不適当と判断した行為

2. 前項で禁止される行為を会員が行った場合、その行為に関する一切の責任は当該会員が負い、かかる行為によって発明通信社に損害を与えた場合には、会員は発明通信社が被った損害を賠償するものとします。

第14条 機密保持

発明通信社は、会員から開示・提供を受けた情報を直接携わる必要のある役員及び従業員以外のもの及び第三者に対して開示・漏洩してはならないものとします。

但し、次の各号の一に該当するものについては、この限りではないものとします。

- (1) 知得時に公知のもの
- (2) 知得後に自己の責に帰し得ない事由により公知になったもの
- (3) 知得前又は知得後に第三者より機密保持義務を負うことなく知得したもの
- (4) 知得前又は知得後に第三者より機密保持義務を負って知得したもののうち、当該機密保持義務を負わなくなったもの
- (5) 知得前又は知得後に機密情報によらず独自に開発・取得したもの

第15条 個人情報

発明通信社は会員から提供された情報のうち、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます）に規定する個人情報（以下、個人情報といいます）が含まれる場合、以下の通り取り扱うものとします。

1. 個人情報を受領した発明通信社は、個人情報保護法に準拠した規則に基づき適正な取り扱いを行うものとします。
2. 発明通信社は本サービスに際して知り得た会員の個人情報を善良な管理者の注意により厳重に管理し、第三者に対して開示又は漏洩いたしません。
3. 発明通信社は会員の個人情報を本サービスに関しての目的以外に利用いたしません。

第16条 お客様のデータの取り扱い

本サービスにて提供する設備またはストレージ内のお客様に割り当てられた領域にお客様が蓄積・保存しているファイルその他データは、お客様の責任によって管理されるものとし、発明通信社は、その内容の監視、検閲、確認及び第三者への開示を行いません。

ただし、(1)障害対応時などお客様の利益を保護するために必要な場合、(2)本サービス提供のために必要で、かつお客様が事前に了解した場合、(3)法令の定めに基づく開示請求があった場合、又は(4)お客様が第13条（禁止事項）を行った場合は、その限りではありません。

第17条 本サービスの利用料金など

1. 本サービスの利用料金ならびに利用料金に係る消費税・地方消費税及びその他、賦課される税（以下総称して「利用料金など」という）およびその算定方法、支払方法などは、本規約で定める場合を除き、発明通信社が別途定める内容に従うものとします。会員は、本サービスの利用料金などを、発明通信社が別途定める方法によ

り支払うものとします。

２．利用料金などは、発明通信社によって、会員の承諾なく相当な手段による事前通知により適宜改定することができるものとします。料金規定などを変更した場合には、本サービスは変更後の料金規定などにより提供されるものとします。

３．利用料金などは、原則として契約日及び契約更新日を基準に年間一括支払いとなりますが、月割にての支払いも可能とします。

４．発明通信社は、会員より支払われた本サービスの利用料金などにつき、いかなる事由が生じても返還しないものとします。

第18条 利用契約に基づく権利譲渡の禁止

会員は、利用契約に基づく会員資格または本サービスを利用できる地位を、第三者に移転、譲渡、貸与、質入などの処分をしてはならないものとします。

第19条 発明通信社による本サービスの利用承認の取消

発明通信社は、会員が次のいずれかに該当すると自ら判断した場合、会員への事前の通知、催告を行うことなく、本サービスの利用の一時的停止をなし、または利用契約を解除することにより本サービスの会員資格を取消することができます。この場合、会員はすでに生じた本サービスの利用料金などについて、発明通信社所定の方法により支払うものとし、また、発明通信社にすでに支払われた本サービスの利用料金などについては払戻しの請求等は一切行うことができないものとします。

- (1) 利用申込内容に虚偽の内容があったことが判明したとき
- (2) 登録情報の改竄、ユーザーIDなどの不正使用、本サービスの運営妨害などを行ったとき
- (3) 本サービスの利用料金などの支払を遅滞しまたは支払を行わなかったとき
- (4) 本規約のいずれかに違反したとき
- (5) 手形、小切手の不渡りを発生させ、または銀行取引停止処分を受けたとき
- (6) 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行または公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 破産、民事再生または会社更生の申立てを自らなし、または第三者からこれらの申立てがなされたとき
- (8) 営業を停止し、債務の任意整理を開始し、または清算に入ったとき
- (9) その他信用を著しく失墜させたと認められる事由が生じたとき
- (10) その他会員として不適当な行為があったとき

第20条 存続条項

会員が本サービスの利用契約を終了した場合でも、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第18条は契約終了後もその効力を存続するものとします。

第21条 協議事項・疑義

会員、発明通信社は、信義を守り、誠実に本規約を履行するものとします。また、本規約に定めがない事項または本規約の各事項の解釈に関する疑義については、会員、発明通信社は、協議しこれを解決するものとします。

第22条 準拠法

本規約を内容とする本サービスの利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国法が適用されるものと

します。

第 23 条 専属的合意管轄裁判所

会員と発明通信社の間で本規約につき紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この本規約は、令和 5 年 4 月 1 8 日から施行します